

レシエール・ヴェンタフとは何であるか、あるいは何であるとされてきたか

レヴェン統一大会 一般渉外部門 広報部
DПOТЗБQиюицБ.ЗБQицБ



目次

- はじめに
 - レシエール・ヴェンタフ ——レヴェンとは
 - レヴェン統一大会とは
- レシエール・ヴェンタフとは何であるか
 - レヴェンの生涯
 - 前期レヴェン
 - 不能性理論
 - 伝統的法学批判への準備
 - 後期レヴェン
 - 伝統的法学批判
 - 法哲学への傾倒
- あるいは何であるとされてきたか
 - ファイクレオネ近代法学において
 - レヴェン学派において
 - レヴェン統一大会において
- おわりに

はじめに

- レシエール・ヴェンタフ——レヴェンとは
- レヴェン統一大会とは

レシエール・ヴェンタフ ——レヴェンとは

レシエール・ヴェンタフ
Лешьер, Рене (レヴェン
リュウ)とは、主要なリパ
ライン語圏として知られ
る異世界ファイクレオネ
の近代法学の父とされる
法学者・法哲学者である
(本人の認識としては応用法制史
学者であるとも)



レヴェン統一大会とは① (概要)

レヴェン統一大会 зигуюю
зигуюю БЗБИБ (LLA ззб)
とは、ファイクレオネの巨
大国家ユエスレオネ連邦で
活動する、レヴェンや彼に
続く学派(=レヴェン学派 зигуюю
игуизн)によって提唱された
理論を整理し実際の法制で
実現しようとする政治団
体・学術組織である



レヴェン統一大会とは②（活動内容）

上の目的の達成のため、LLAは以下のような活動を行っている

- 全大会員の参加可能な意志決定機関であるレヴェン統一大会の運営
- レヴェン哲学・レヴェン学派に関する書籍の出版
- ユエスレオネ連邦の与党であるレヴェン統一党 $\text{зигиуиѳѳни зѳнѳѳбюи зѳѳибѳѳз}$ (LLL 333)の監督
- 機関誌『先端法制理論』 $\text{ѳзѳиѳѳѳѳѳ зѳ бѳѳѳѳѳ ѳѳѳ дѳѳѳѳѳ хѳѳѳѳѳѳѳѳѳ}$ (VASP ѳѳѳѳ)の出版

etc....

レシエール・ヴェンタフとは何であるか

- レヴェンの生涯
- 前期レヴェン
 - 不可能性理論
 - 伝統的法学批判への準備
- 後期レヴェン
 - 伝統的法学批判
 - 法哲学への傾倒

レヴェンの生涯①

- phil.1839年誕生
- 歴史学と法学に関心を持っており、大学では法制史を学ぶ
- phil.1865年よりヴェフイス国立研究院大学で研究を始める（前期レヴェン）
 - 民主主義的な法制を実現するための法制のあり方を探究する
 - ファイクレオネ近代法学の基礎となる**不能性理論** **юиѳиуддѳпнѳбдзсѳлш зб бдѳунѳ**を提唱
 - 当時の法制理論の主流であった**リパラオネ教法学古典学派**による不能性理論への批判に反論するなかで、伝統的な法制理論(レヴェン研究では**伝統的法学** **иѳззѳю дѳхпнѳзѳл**と呼ばれる)に対する(民主主義的な法制の発達を阻害してきたのではないかという)不信感を覚える
 - 現行法(=伝統的法学によって基礎付けられた法)の完全撤廃を目的とした政治運動に加担する

レヴェンの生涯②

- phil.1878年にヴェフィス国立研究院大学を追われる（追放事件）
- 同年、天神大学に移り研究を続ける（後期レヴェン）
 - 伝統的法学に対する不信感を原動力として活動する
 - 歴史学(特に法制史)の知見をもとに、伝統的法学が**圧政機構** **зпнзбтзжнзрднзгш** **зпзб (CC 33)**の発展・維持にどのように関わってきたを研究し、そのような事態を防ぐためにどのような不可能性が法に要求されるかを研究する
 - 必要な不可能性の列挙などのために、より深く法の性質を探求する必要を感じ、バート水器論の批判などを通じ法哲学を研究、近代法哲学を特徴づける問題意識に強い影響を与える
 - 上のような後期レヴェンの仕事を評価するかどうかで、近代法学者はレヴェン学派とそれ以外で分裂する(前期レヴェンの仕事を否定する論者もいるが非常に少ない)
- phil.1887年に論文『安定した法の原理』を執筆中に死亡

前期レヴェン 不可能性理論②

- どのような不可能性が必要とされるかについては、レヴェンの生涯を通じて(そして以後のレヴェン学派によって)探求されているが、前期レヴェンが提唱した次の3つがファイクレオネ近代法学三原則と呼ばれるものである(慣習的に地球の法学用語を借りて訳される)
 - 推定無罪原則 **индэшэ цбиинсюитүлзи**
 - 罪刑法定主義 **дүэцүцэ дэзнэхнүлбүиз**
 - 事後法禁止 **түпзиюэ юбүдүнүпсию дэхни**

前期レヴェン 伝統的法学批判への準備①

- 不能性理論は法学の世界では高く評価される
- しかしながら不能性理論はリパラオネ教法学古典学派からは厳しい批判を受ける
 - リパラオネ教法学とは、リパラオネ教を下敷きにした法思想体系である
 - リパラオネ教法学には、リパラオネ教の唯一神アレフィスと人間の関係を重視しそれを究極的な法源とするという特徴がある
 - 予め法規範の形態を制限しようとする不能性理論はアレフィスの法源性を損なうものとされたのである
 - 地球の概念になぞらえると、**宗教法と世俗法の対立**ともいえる
- この批判に対しレヴェンは『不能性理論の擁護』の中で反論する

前期レヴェン 伝統的法学批判への準備②

- レヴェンは強く **世俗主義**的な立場を主張する
- その基礎となる主張はかなり穏健な部類に属し、「現実問題として、法源としてのアレフィスと実際の法制の間の整合性を経験的に確認することはできないのだから、不当な法運用を避けるためには不可能性を法に課すほかない」と要約できる
- この議論を通して、レヴェンはリパラオネ教法学を含む伝統的法学に対し、民主主義的・世俗主義的な法制の発達を阻害する役割を担っていたのではないかという不信感を抱くようになる

後期レヴェン 伝統的法学批判①

- 圧政機構の担い手としての伝統的法学の側面に着目し、歴史上どのようにその側面が現れたかを研究、そのような事態を防ぐのに必要にして十分な可能性を発見しようとするのが、レヴェン哲学における「批判」である
- 一般的に批判の対象になったのは「リパラオネ教法学」「バート水器論」「皇論法学」の3つであるとされるが、それぞれに対する批判は非常に大きく性質が異なる
- リパラオネ教法学に対する批判
 - 教法学を圧政機構の担い手として積極的に批判し、可能性理論をより積極的に擁護しようとしたもの
 - 「圧政機構の担い手として法制史の観点から伝統的法学を批判する」という発想が生まれたのも、後期の教法学研究においてである

後期レヴェン 伝統的法学批判②

- バート水器論に対する批判
 - 本来水器論はバート文化圏における「水を有用なものにするのに容器がなければ立ち行かないように、人を有用なものにするのに法がなければ立ち行かない」といった法の必要性を強調した法手続の理論・実例集であるが、後世においては法学思想のように扱われる
 - その性質から水器論に対する批判は、バート法制史全体の研究や法運用の考察という形で成される
 - 国家の立法権に対する批判や(地球の用語でいう)一般意志の実現のための直接民主制、法制における責任能力に対する法哲学的探求のためのケーススタディという側面が強い

後期レヴェン 伝統的法学批判③

- 皇論法学に対する批判
 - 皇論法学とは宗教体系である皇論を基礎とした法学である
 - 皇論は基本的に「人間の精神の動きを害すること」(心圧)を如何に避け(あるいは最小の心圧で以って心圧を押し)、人間の精神活動をのびのびとさせるかという点に注目しており、これは教法学と違って非常に経験的な基礎といえる(そのために教法学に対する批判をほとんど援用できない)
 - レヴェンは皇論を信仰しており、皇論法学を自身から切り離して分析することに苦労した様子が論文の端々からうかがえる
 - 個人レベルの宗教と法制レベルの宗教は法制の立場からすると大きく性質が違うとする主張(倫理の階層 *x3uεrw ԵԳՆԻ*)は、この苦労の結果とも解釈できるであろう
 - それ以外の議論は水器論批判における探求を深めるものといえる

後期レヴェン 法哲学への傾倒①

- レヴェンは前期や教法学批判を通して要請される不可能性を探求してきたが、課されるべき不可能性を列挙しきるにはどうすればよいかという観点などから、法哲学へ傾倒するようになる
- 上でも述べたように水器論批判や皇論法学批判を通して法哲学的な議論を進める
- 更に伝統的法学批判の文脈を「漂白」し一般性を確保しようとする
- ここではレヴェンの提唱した法哲学上の主要な概念である「民会」と「普遍主義」を紹介する

後期レヴェン 法哲学への傾倒②

- 民会 **ЯДИ ЗАКОНЪЗ БЗДБЪШЯ**

- 国家や支配階級による法運用の独占を批判し、広く共同体の構成員全体に開放しようとする
- 地球でいうところの一般意志の実現のための直接民主制に非常に近い

- 普遍主義 **ХБДПЪШЪЗУЪБ**

- 「多文化・多民族国家において法制が前提してよい文化は強く制限される」と要約される主義
- 地球でいうところの政教分離主義や多文化主義、文化相対主義に近い

あるいは何であるとされてきたか

- ファイクレオネ近代法学において
- レヴェン学派において
- レヴェン統一大会において

ファイクレオネ近代法学において

- 不能性理論と法制史の研究はファイクレオネ近代法学における基本的な方法論として確立しているといえる
- しかしながら後期レヴェンの仕事についてはそれを取り入れるかどうかで近代法学者・近代法哲学者は分裂する
 - レヴェン学派 **зигуюю иудизнт** は、後期レヴェンの仕事を評価しそれを発展させようとする論者の総称である
 - レヴェン学派に属さない法学者も多く存在し、伝統的法学における実定法を漸次改良しようとする立場に立つものが多い
 - また極めて少数ながら不能性理論や歴史主義的法学を否定する立場の者もあり、**反レヴェンの法学** **туюиизигуюю дэхиизнт** と呼ばれる
- どのような立場であろうともレヴェンに対する関係が強く意識されているという点で、レヴェンは近代法学における基盤であると考えられているといえる

レヴェン学派において

- 当然のことながら、レヴェンは基盤として非常に重視されている
- その中でもどれだけレヴェンから離れるかは大きく異なる
 - レヴェン研究はレヴェンの死後しばらくはレヴェン学派の主流であった
 - レヴェンの仕事を単純に引継いだ研究もかつては多く見られたが、今では限界に達したという感がある
 - レヴェンの方法論を引き継ぎ発展させながら、レヴェンが問題にした分野やその周辺を研究するのが、現在もっとも普通に見られる形態である
 - 更にレヴェンの影響が見受けられるが、非常に関係の薄い分野(法制に関わらない倫理など)を研究するものも見受けられる
- よりレヴェンに近い研究者(上から2つ3つ程度)から遠い研究者(その下1つ2つ)への、レヴェンの名を借りているだけだという批判も根強い(正典論争と呼ばれるものが有名)
- このような階層的な状況から、レヴェン学派がある程度の実体を保てなくなるのではないかという問題意識が、レヴェン統一大会に影響している

レヴェン統一大会において

- ユエスレオネ成立前後は、ファイクレオネの歴史の中でも一二を争うほどの激動の時代である
- そのような時代にあってレヴェン学派はより現実社会へ貢献しようとするようになるが、段々と「正統な」レヴェン学派がレヴェン学派全体に占める割合が減っていく時代にあって、レヴェン学派全体での強力な運動が起こしがたくなるのではないかという危惧が生まれる
- それを解決するために、レヴェン学派全体を取りまとめ、その方向性を整えようとする団体が**レヴェン統一大会 LLA**である
- そのような我々LLAにとってレヴェンとは多様化の加速するレヴェン学派共通の源流であり、我々が唯一共通して一致した認識を仮定できる思想群である

おわりに

我々LLAは今なお伝統的法学の台頭するファイクレオネにおいて、レヴェン学派の見出したより理想的な法制を実現するため日夜活動を続けている

LLAのエンブレムに刻まれた2つの語はDЭХНИИДИН(法)と ИМНЭДИН(意志)、我々が活動のよりどころとするものである

**ЗЗБ ДСГЗЭ ӨЭЗППБ ЗИГЧ ДЭХНИ
БШ ИМНЭ**

